



担

当

### **Press Release**

厚生労働省神奈川労働局発表平成28年12月26日

神奈川労働局雇用環境·均等部 指導課長 太田 真人 指導第二係長 奥町由美子 企画課長 長久保 茂

## 就業規則等の整備はお済みですか?

~平成29年1月1日から改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行~

育児休業、介護休業及びその他育児・介護関係制度については、各事業所の就業規則 等に規定することが必要です。

また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策についても書面等に定めた上で労働者に対する周知を行うことが事業主の義務となっています。

神奈川労働局では、10月及び11月に開催した説明会に参加いただいた企業の担当者等1,312名のうち、1,010名(回収率77%)から回答いただいたアンケートの結果をとりまとめたのでお知らせします。

まだ改正法に沿った規程整備がお済みでない事業主におかれては、早急に御対応をお願いします。

### アンケート集計結果

<改正点を踏まえた就業規則等の改定時期>

既に改定済み 1.5% <sub>45.3%</sub>

平成 28 年 12 月までに改定予定 43.8% 」

平成 29 年 1~3 月に改定予定 28.0%

<社内への周知時期>

既に実施済み 1.2% 41.2%

平成 28 年 12 月までに実施予定 40.0% 」

平成 29 年 1~3 月に実施予定 34.5%

<対内への周知方法>

イントラへの資料掲載(33.2%)、管理職向け説明会(13.8%)が多くなっています。

社内への周知に当たっては、制度の対象となる労働者だけでなく、管理職の方を含む社内全体で情報を共有するようにしてください。

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正内容や改正点を踏まえた就業規則等見直しについての御相談は、神奈川労働局雇用環境・均等部指導課までお寄せください。

添付資料 〈資料1〉 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されます!

<資料2> 改正育児・介護休業法等を踏まえた企業の対応状況

(アンケート集計結果)

<資料3> アンケート用紙



# 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されます!

【施行期日】平成29年1月1日

1.	介護離職を防止し	仕事と介護の両立を可能とす	るための制度の整備

- 〇 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 〇 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 〇 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用 を可能とする。
- 〇 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 〇 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

### 2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
  - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
  - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては 育児休業制度等の対象に追加する。

### 3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

〇 妊娠·出産·育児休業·介護休業等を理由とする、上司·同僚による就業環境を害する行為を防止するため、 雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

# 仕事と介護の両立支援制度(改正法イメージ)

要介護状態 (制度利用の申出が 可能な状態)

※ 要介護状態にある対象家族ごとに以下の制度が利用可能

:現行制度



: 努力義務



: 改正部分

介護終了 (対象家族 の死亡)

介護休業(申出から93日)

選択的措置義務★

(介護休業をしない期間利用可能)

•••••• 9 3 日間 ••••••

介護休業

**(2**)

介護休業①+②+③ =<u>93日</u>

介護休業

1

介護休業

### 選択的措置義務

- ★と措置内容は同様(いずれか一つを事業主が選択して措置)
- ①週又は月の所定労働時間の短縮措置(短時間勤務)
- ②フレックスタイム制度
- ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤の制度)
- ④介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度その他 これに準ずる制度

3年間の間で少なくとも2回以上利用が可能

所定外労働の免除

介護休暇

る)

半日単位の取得(所定労働時間の2分の1)

(対象家族1人につき年5日、2人以上の場合に10日付与される)

### 時間外労働・深夜業の制限

家族を介護する労働者に関して、介護休業制度又は週若しくは月の所定労働時間の短縮等の措置に準じて、 その介護を必要とする時間、回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務

# 仕事と介護の両立支援制度の見直し

## 改正内容【介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	介護休業(93 日:介護の体制構 築のための休業) の分割取得	原則1回に限り、 93日まで取得 可能	取得回数の実績を踏まえ、介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業の分割取得を可能とする。
2	介護休業給付の給 付率の引上げ	賃金の40%	67%に引上げを行う。
3	介護休暇(年 5 日)の取得単位の 柔軟化	1日単位での取得	半日(所定労働時間の二分の一)単位の取得を可能とする。 <日常的な介護二ーズに対応> 子の看護休暇と同様の制度
4	介護のための所定 労働時間の短縮措 置等(選択的措置 義務)	介護休業と通算 して93日の範 囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。 く日常的な介護ニーズに対応> 事業主は以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない。(措置内容は現 行と同じ)①所定労働時間の短縮措置(短時間勤務) ②フレックスタイム制度 ③始 業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他こ れに準じる制度
5	介護のための所定 外労働の免除(新 設)	なし	介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。 〈日常的な介護二一ズに対応〉 ・当該事業主に引き続き雇用された期間が1年未満の労働者等は、労使協定により除外できる。 ・1回の請求につき1月以上1年以内の期間で請求でき、事業の正常な運営を妨げる場合には 事業主は請求を拒否できる。

#### 介護休業等の対象家族の範囲の拡大【省令事項】

同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加。

(現行:配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫)

## 仕事と育児の両立支援制度の見直し

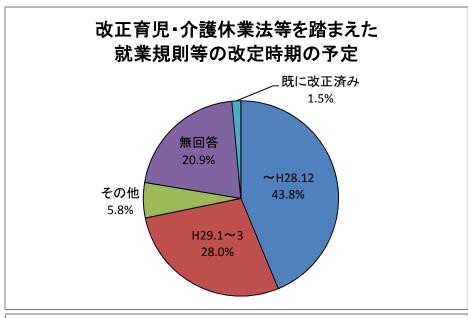
### 改正内容【多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備】

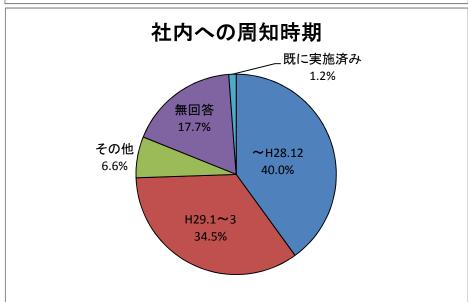
	改正内容	現行	改正後
1	子の看護休暇(年5 日)の取得単位の柔 軟化	1日単位での取得	半日(所定労働時間の二分の一)単位の取得を可能とする。 ※所定労働時間が4時間以下の労働者については適用除外とし、1日単位。 ※業務の性質や業務の実施体制に照らして、半日を単位として取得することが困難と認められる労働者は、労使協定により除外できる。 ※労使協定により、所定労働時間の二分の一以外の「半日」とすることができる。 の:午前3時間、午後5時間など)
2	有期契約労働者の育 児休業の取得要件の 緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかである者を除く、とし、取得要件を緩和する。
3	育児休業等の対象と なる子の範囲	法律上の親子関係である実 子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子については育児休業制度等の対象に追加する。
4	妊娠・出産・育児休 業・介護休業をしな がら継続就業しよう とする男女労働者の 就業環境の整備	事業主による不利益取扱い (就業環境を害することを 含む。)は禁止	・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・ 同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇 用管理上必要な措置を事業主に義務づける。 ・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主 とみなして、上記防止措置義務を適用する。また事業主に よる育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止 規定を派遣先にも適用する。

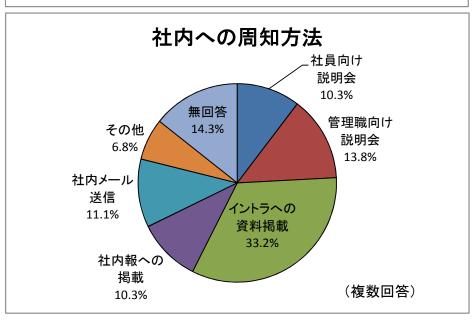
お問い合わせは 「神奈川労働局 雇用環境・均等部指導課」へ 電話:045-211-7380 FAX:045-211-7381

#### 改正育児・介護休業法等を踏まえた企業の対応状況

※10月及び11月に神奈川労働局の開催した説明会に出席した企業の担当者等1,312名のうち1,010名からの回答をとりまとめた。







#### アンケートへのご協力依頼

本日は、改正育児・介護休業法等説明会にご参加いただきありがとうございました。 神奈川労働局では、広報の成果について点検するため、ご参加頂いた皆様にアンケート を実施しております。お手数ですが、以下のアンケートにご協力ください。

1	. t	5なたのお立場をお選びください。(☑ は11	つ。	主たるお立場で御[	回答ください。)
		事業主、経営層		自治体職員	
		企業の人事労務担当者		社会保険労務士、	人事・経営コンサ
		上記以外の従業員		ルタント等	
		地域包括支援センター職員		その他(	)
		ケアマネジャー、ヘルパー			
2.	説	月会を知ったきっかけをお選び下さい。(☑ は	/\<	つでも)	
		本説明会開催のチラシ			
		神奈川労働局ホームページ			
		ロコミ (SNS も含む)			
		その他(			)
3.	ご	参加の目的・動機をお選びください。(☑	はい	(くつでも)	
		法律の改正内容に関する知識を得たいから	5		
		仕事と家庭の両立のためにどのような制度	度が	あるか知りたかっ	たから
		これから仕事と家庭の両立に向けた取組を	を進	める予定だから	
		すでに仕事と家庭の両立に向けた取組をし	ノて	いるが、より改善	する予定だから
		仕事と家庭の両立について相談を受けたる	ح_	があるから	
		その他(			)
4.	本	日の説明内容の理解度についてお選び下さ	٥١١)	(☑ は1つ)	
		よく理解できた		あまり理解できな	なかった
		理解できた		まったく理解でき	きなかった

その他の方は、アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。 お帰りの際、会場入口の受付にございますアンケート回収箱に入れてくださいますよう お願いいたします。

企業の方は、裏面のアンケートにもご協力ください。

## 以下は、企業の方にお伺いします。

5.		tの企業規模をお選びくださ 1〜30人 101〜300人 1001人〜		31~1	00人	
6. ī	改正	育児•介護休業法等を踏まえ	た規	則の改定	E時期の予定について	お選びください。
(		<b>は1つ</b> )				
		平成28年12月末まで			既に改正済み	
		平成29年1月~3月			その他(	)
	改] /まる	E育児・介護休業法等の内容 *	おから	(正点を路	ばまえた社内制度の周 <sub>年</sub>	知についてお聞き
		,。 Dように社内周知を行う予定	です	-か ( <b>ロ</b> )	<b>は1つ)</b>	
· ·		社員向け説明会	_ < 9		5. ファ 管理職向け説明会	
			Ì			
			•		その他(	)
2	それ	1は、いつ頃を予定していま	すか	<b>`</b> 。( <b>⊿</b> は	1つ)	
		平成28年12月末まで			既に実施済み	
		平成29年1月~3月			その他(	)

最後までご協力いただき、ありがとうございました。

お帰りの際、会場入口の受付にございますアンケート回収箱に入れてくださいますよう お願いいたします。

#### アンケートへのご協力依頼

本日は、改正育児・介護休業法等説明会にご参加いただきありがとうございました。 神奈川労働局では、広報の成果について点検するため、ご参加頂いた皆様にアンケート を実施しております。お手数ですが、以下のアンケートにご協力ください。

1. 7	あなたのお立場をお選びください。 $( oldsymbol{arphi} \ $ は $1^{2}$	<b>つ</b> 。!	主たるお立場で御回答ください	١.)
	事業主、経営層		自治体職員	
	企業の人事労務担当者		社会保険労務士、人事・経営ニ	コンサ
	上記以外の従業員		ルタント等	
	地域包括支援センター職員		その他(	)
	ケアマネジャー、ヘルパー			
2. 説	明会を知ったきっかけをお選び下さい。(ø は	/ <b>)</b> <	つでも)	
	本説明会開催のチラシ		- 10,	
	神奈川労働局ホームページ			
	ロコミ (SNS も含む)			
	その他(		)	
	参加の目的・動機をお選びください。(夕 法律の改正内容に関する知識を得たいから 仕事と家庭の両立のためにどのような制度 これから仕事と家庭の両立に向けた取組を すでに仕事と家庭の両立に向けた取組を 仕事と家庭の両立について相談を受けたる その他(	う 度が を進 して	あるか知りたかったから める予定だから いるが、より改善する予定だ	から
. •	日の説明内容の理解度についてお選び下さ よく理解できた 理解できた		<ul><li>(☑ は1つ)</li><li>あまり理解できなかった</li><li>まったく理解できなかった</li></ul>	

企業の方は、裏面のアンケートにもご協力ください。

その他の方は、アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。 お帰りの際、会場入口の受付にございますアンケート回収箱に入れてくださいますよう お願いいたします。

## 以下は、企業の方にお伺いします。

5. 貴社の企業規模をお選びください。(☑は1つ)

			101~300		1001人~			
6	のいる	生の貴社の両立支援(育児体 ずれかに○を記載の上、今後 当てはまる欄に○を付けてく	後の方針について					
			現在 <i>0</i>	)貴社の両立支	援制度の整備状況	 度の整備状況		
		・Dを選択した後、矢印の方向 ってご回答をお願いいたしま	A 現行法定の内容 に達していない	B 現行の法定 どおり	C 現行の法定を 上回っている	D 制度がない		
		ア 現行の法定どおりの 制度に改善する						
	今後の方針	イ 現行法定を上回る 制度に改善する (平成 29年1月1日施行の改正 育児・介護休業法に沿った制度 とする場合を含む)						
		ウ 特段対応はしない				<u> </u>		
7. (6でイを選択された方のみご回答ください)     改正育児・介護休業法等を踏まえた規則の改定時期の予定についてお選びください。     (☑は1つ)     □ 平成28年12月末まで □ 既に改正済み     □ 平成29年1月~3月 □ その他( )								
8. 改正育児・介護休業法等の内容や改正点を踏まえた社内制度の周知についてお聞きします。 ① どのように社内周知を行う予定ですか。 □ 社員向け説明会 □ 管理職向け説明会 □ 社内イントラへの資料掲載 □ 社内報への掲載 □ 社内へのメール送信 □ その他( )								
②それは、いつ頃を予定していますか。(☑は1つ) <ul><li>□ 平成28年12月末まで</li><li>□ 既に実施済み</li><li>□ 平成29年1月~3月</li><li>□ その他(</li></ul>								
	最後までご協力いただき、ありがとうございました。 お帰りの際、会場入口の受付にございますアンケート回収箱に入れてくださいますよう お願いいたします。							